

別冊

地域コミュニティを支えるしくみの検証について

－長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例検証資料－

令和3年9月

企画財政部

目次

1	長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例について	1p
	(1) 検証の目的	
	(2) 条例の概要	
2	これまでの経過について	5p
3	地域コミュニティを支えるしくみの概要について	6p
	(1) 地域コミュニティを支えるしくみとは	
	(2) 地域コミュニティ連絡協議会とは	
	(3) 地域コミュニティ連絡協議会設立までの流れ	
4	検証の流れについて	9p
5	検証内容について	10p
	(1) 地域コミュニティ連絡協議会へのアンケート結果	
	(2) 各項目の検証内容	
6	検証結果について	30p
	(1) 各項目の評価	
	(2) 検証結果（今後の方向性）	

1 長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例について

(1) 検証の目的

平成31年3月に施行された長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例（以下、「本条例」という。）は、**安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりの推進に寄与することを目的**とし、住民、地域コミュニティ連絡協議会、長崎市の役割などを定めている。

本条例は、附則で「この条例の施行後3年を経過するまでの間において、この条例の施行状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする」と定めており、**本条例を制定し、取り組みを進めてきた中で、本条例の目的である「安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりの推進」に係る課題や成果について検証を行うものである。**

(2) 条例の概要

本条例は、参画と協働による長崎らしいまちづくりを進める「長崎市よかまちづくり基本条例」の趣旨に則り、住民等、地域コミュニティ連絡協議会及び本市の役割を明らかにするとともに、本市の支援及び地域コミュニティ連絡協議会の認定等に関し必要な事項を定めている。

【条例の構成】

目的（第1条）

- ◇ 安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりの推進に寄与すること

各主体の役割

住民等（第3条）

- ◇ 地域におけるまちづくりへの参加と協力を努めます

長崎市（第5条）

- ◇ 地域におけるまちづくりを推進するために必要な施策を講じます

地域コミュニティ連絡協議会（第4条）

- ◇ まちづくり計画に基づく事業の実施
- ◇ 構成員間の情報共有と相互連携
- ◇ 住民等への情報発信 など

長崎市の支援（第6条）

- ◇ 財政的措置を講じます（予算の範囲内）
- ◇ 人材育成、情報提供、連携・交流の促進等の支援を行います

地域コミュニティ連絡協議会の認定等（第7条）

- ◇ 認定要件（活動区域、団体の代表性、規約又は会則、まちづくり計画）
- ◇ 認定に係る事務手続き（申請、変更、取消しなど）

一【長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例】

(目的)

第1条 この条例は、長崎市よかまちづくり基本条例（平成27年長崎市条例第39号。以下「基本条例」という。）の趣旨にのっとり、住民等、地域コミュニティ連絡協議会及び本市の役割を明らかにするとともに、本市の支援及び地域コミュニティ連絡協議会の認定等に関し必要な事項を定めることにより、安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民等 基本条例第2条第1号に規定する住民、通勤・通学する人、地域団体、市民活動団体等及び事業者をいう。
- (2) 地域コミュニティ連絡協議会 日常生活を通じて顔の見える関係を構築することができる地区内の住民等が構成員となり、連携及び協力を図りながら地域におけるまちづくりの推進に努める団体であつて、第7条第1項の規定による認定を受けたものをいう。
- (3) 地域におけるまちづくり 住民等が自らの地区に必要な取組みを地区全体で話し合い、実行していくことをいう。
- (4) 地区 第7条第1項第1号アからウまでのいずれかの区域をいう。
- (5) まちづくり計画 地区の将来像、課題及び課題解決のための取組みについて、住民等の多様な主体が参加する話し合いの過程を経て、住民等が策定した地区独自の長期的な計画をいう。

(住民等の役割)

第3条 住民等は、自らの地区への関心を高めるとともに、地域におけるまちづくりの推進に向けた取組みへの参加及び協力を努めるものとする。

(地域コミュニティ連絡協議会の役割)

第4条 地域コミュニティ連絡協議会は、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) まちづくり計画に基づく事業の立案及び実施
- (2) 地域コミュニティ連絡協議会の構成員間における情報共有及び相互連携
- (3) 地区内の住民等に対する情報発信並びに地域コミュニティ連絡協議会への参加促進及び自治会をはじめとする地区内の団体の公益的な活動への参加促進

(市の役割)

第5条 本市は、地域コミュニティ連絡協議会の自主性及び自立性を尊重し、地域におけるまちづくりの推進のために必要な施策を講じなければならない。

(市の支援)

第6条 本市は、地域コミュニティ連絡協議会による地域におけるまちづくりの推進又はまちづくり計画の実現のため、必要があると認めるときは、地域コミュニティ連絡協議会に対し、予算の範囲内において財政

上の措置を講ずるとともに、人材の育成、情報の提供、連携・交流の促進その他必要な支援を行うものとする。

(地域コミュニティ連絡協議会の認定等)

第7条 市長は、次に掲げる要件の全てを満たす団体について、地域コミュニティ連絡協議会に認定するものとする。

(1) 活動区域が次のいずれかに該当すること。

ア 市立の小学校の通学区域を基礎とする区域

イ 連合自治会（統廃合前の小学校の通学区域を基礎とする自治会の連合体に限る。）の区域を基礎とする区域

ウ その他市長が適当と認める区域

(2) 地区を代表する団体（市長が別に定める要件を満たす団体に限る。）であって、地区の様々な課題に対応できること。

(3) 市長が別に定める事項を記載した規約又は会則を有していること。

(4) まちづくり計画を策定していること。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体の代表者は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査の上、その認定の可否を決定するとともに、同項の団体の代表者にその旨を書面により通知するものとする。

4 第1項の規定による認定を受けた団体の代表者は、第2項の規定による申請をした事項に変更が生じたときは、市長が別に定めるところにより、市長に届け出なければならない。

5 前項の団体の代表者は、第1項の要件を満たさなくなった場合又は地域コミュニティ連絡協議会を解散しようとする場合は、市長が別に定めるところにより、市長に届け出なければならない。

6 市長は、地域コミュニティ連絡協議会が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定による認定を取り消すことができる。

(1) 前項の規定による届出をしたとき。

(2) 偽りその他不正の手段により第1項の規定による認定を受けたとき。

(3) 第1項の要件を満たさなくなったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(条例施行後の検討の義務)

- 2 市長は、この条例の施行後 3 年を経過するまでの間において、この条例の施行状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

※第 1 条から第 2 条第 4 号までは、総則規定であり、条例全体に通じる基本的な事項を定めたものであることから、内部検証の対象としないこととした。

2 これまでの経過について

年度	取組状況
H23	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティのしくみづくりプロジェクト開始 (しくみづくりの方向性検討)
H24	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティあり方委員会の設置 (H24～26) 地域コミュニティ活性化事業 (H24～26)
H26	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティあり方委員会より、地域の取り組みの方向性及び長崎市の支援策の方向性について報告書提出 地域での勉強会等の開催支援 (H26～)
H27	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティ推進審議会の設置 地域活動の担い手等人材育成等の講座の開催 (H27～)
H28	<ul style="list-style-type: none"> 地域を支えるしくみ(地域コミュニティのしくみづくり、サテライト機能の再編成)の基本的な考え方について、市長による地域説明会 (市内10ブロック) 地域コミュニティのしくみの素案作成 地域コミュニティ連絡協議会設立及びまちづくり計画策定に向けた話し合いの場づくり開催支援 2月議会総務委員会において所管事項報告
H29	<ul style="list-style-type: none"> 地域を支えるしくみの素案について、市長による地域説明会 (市内17ブロック) 小学校区ごとの地域説明会 (H29年6月～H30年7月、69小学校区) 長崎市地域コミュニティ推進審議会において意見聴取 (全体会4回、部会3回) 地域コミュニティ連絡協議会設立及びまちづくり計画策定に向けた話し合いの場づくり開催支援 9月、11月及び2月議会総務委員会において所管事項報告
H30	<ul style="list-style-type: none"> 議会からの意見を踏まえ、モデル事業の実施及び検証(モデル6地区) 地域づくり・人口減少対策特別委員会(6月、8月)において説明 6月議会総務委員会において所管事項報告 9月及び11月議会総務委員会において議案審査(11月議会で修正可決) 第84号議案「長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例」 長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例施行 (平成31年3月1日) 協議会の認定制度開始
R1	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティを支えるしくみの本格実施、交付金制度開始
R2	<ul style="list-style-type: none"> 「みんなで、す～で！ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】(地域福祉計画を含む)」策定

3 地域コミュニティを支えるしくみの概要について

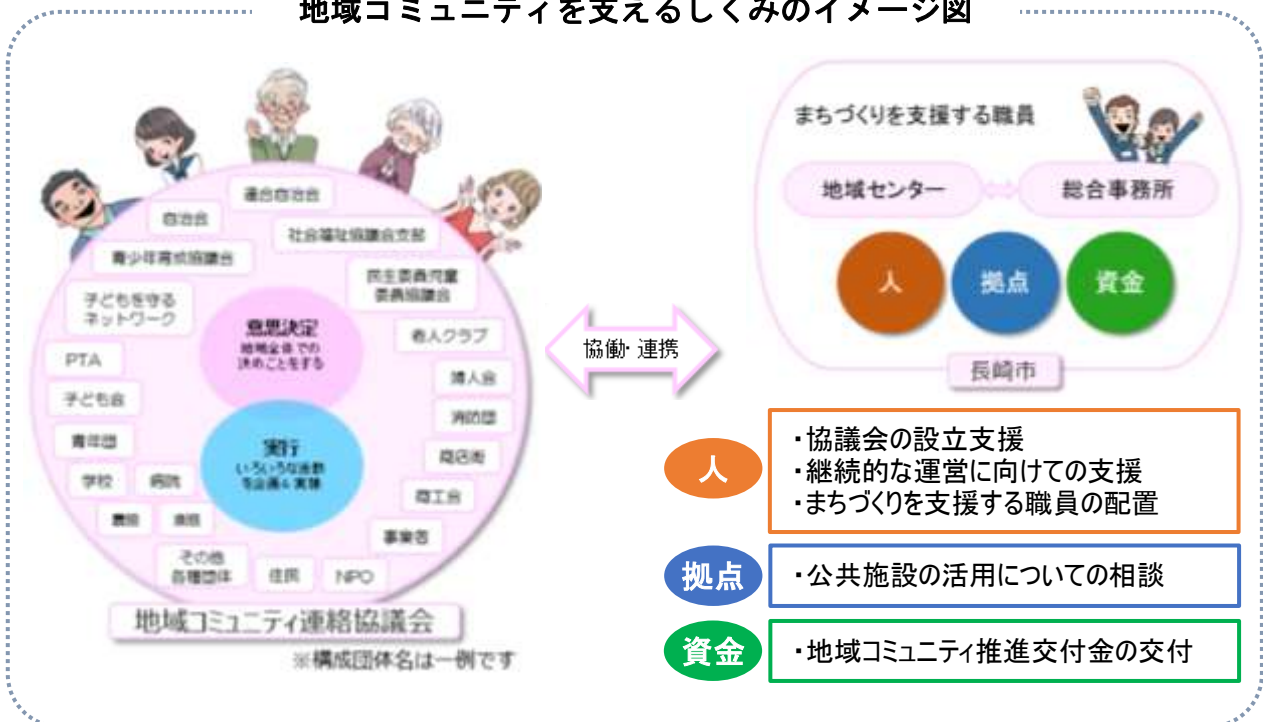
(1) 地域コミュニティを支えるしくみとは

現在、地域では、自治会をはじめ青少年育成協議会や社会福祉協議会地区支部、PTA など目的に応じて様々な団体が活動しているが、一方で現在、人口減少や少子化高齢化が進む中、地域においては担い手不足や活動の継続が困難などの課題が出てきている。

今後、さらに多様化・複雑化していく地域課題に対応するためには、これらの団体の連携を強め、多くの地域の皆さんが話し合っ、自分たちの地域に必要なことを「地域で決めて、地域で実行する」しくみが必要である。

そのため、人口減少や少子化高齢化が進んでも、将来において持続可能な地域のまちづくりを推進するために、「地域コミュニティを支えるしくみ」として、地域の各種団体が連携し、一体的な地域運営を行う「地域コミュニティ連絡協議会」の設立を提案し、その協議会に対して、人・拠点・資金の3つの視点で支援している。

地域コミュニティを支えるしくみのイメージ図



(2) 地域コミュニティ連絡協議会とは

ア 範囲

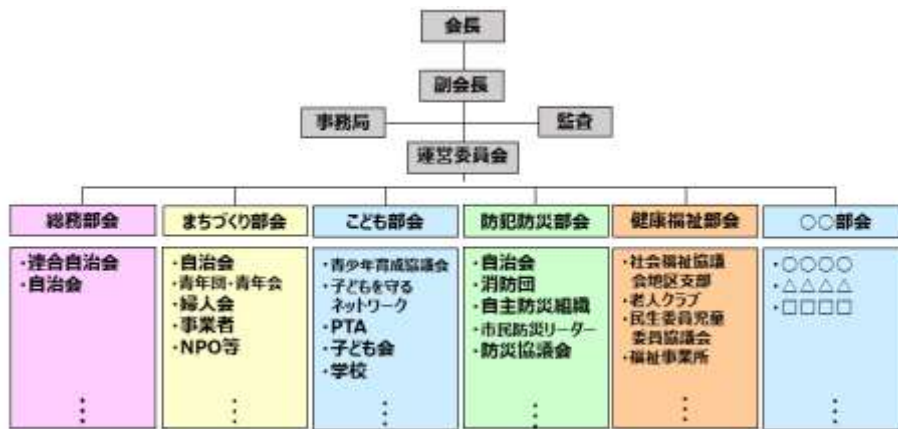
概ね小学校区又は連合自治会（統廃合前の小学校区を基礎とするもの）の区域等

イ 構成団体

- ・ 地区内の自治会数又は自治会加入世帯数の8割以上が加入して構成
- ・ 連合自治会、育成協、子どもを守るネットワーク、社協支部、PTA、民児協、学校等の相当数の地域団体が加入して構成

ウ 組織体制（イメージ図：図の構成団体や部会は一例です）

(ア) 部会型



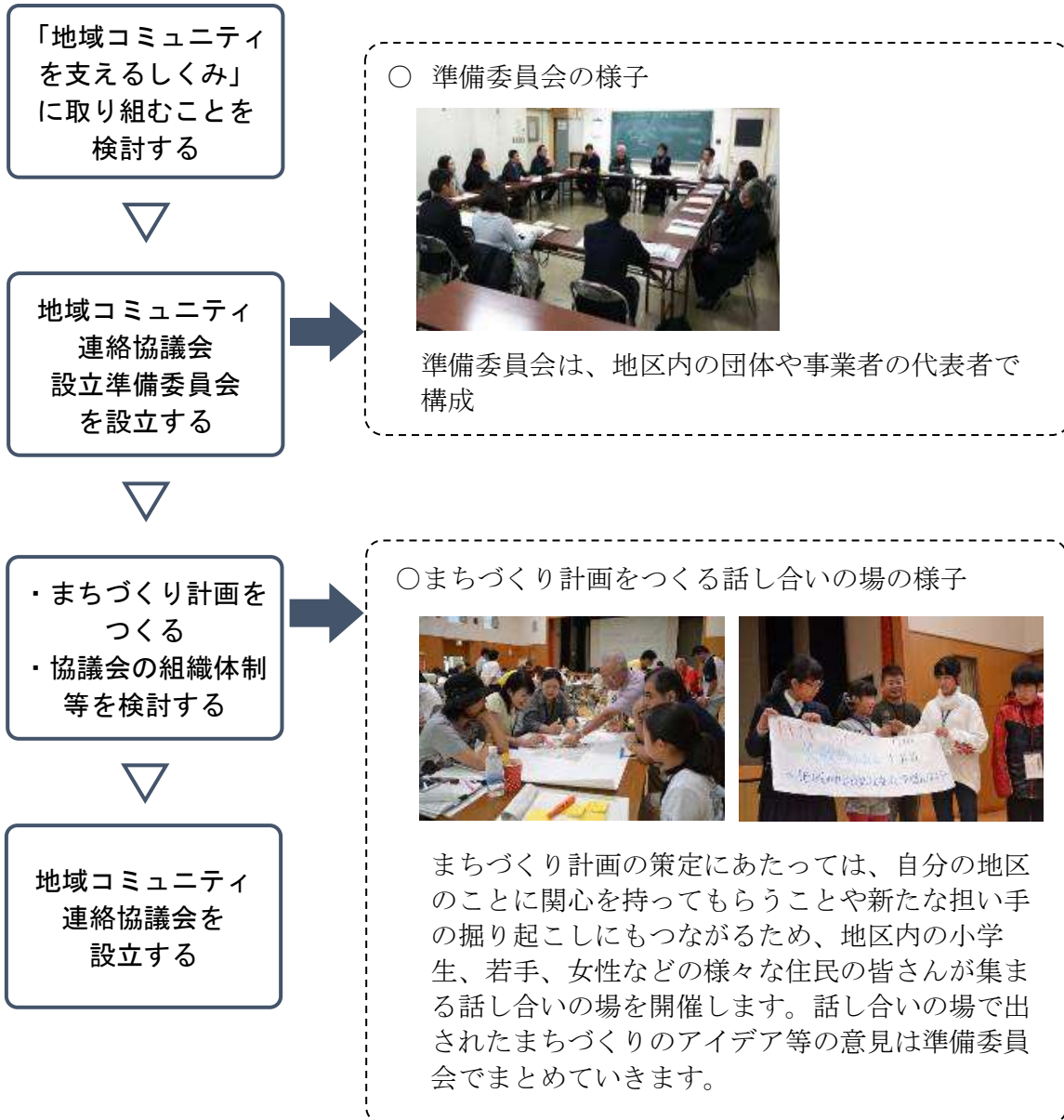
(イ) ネットワーク型



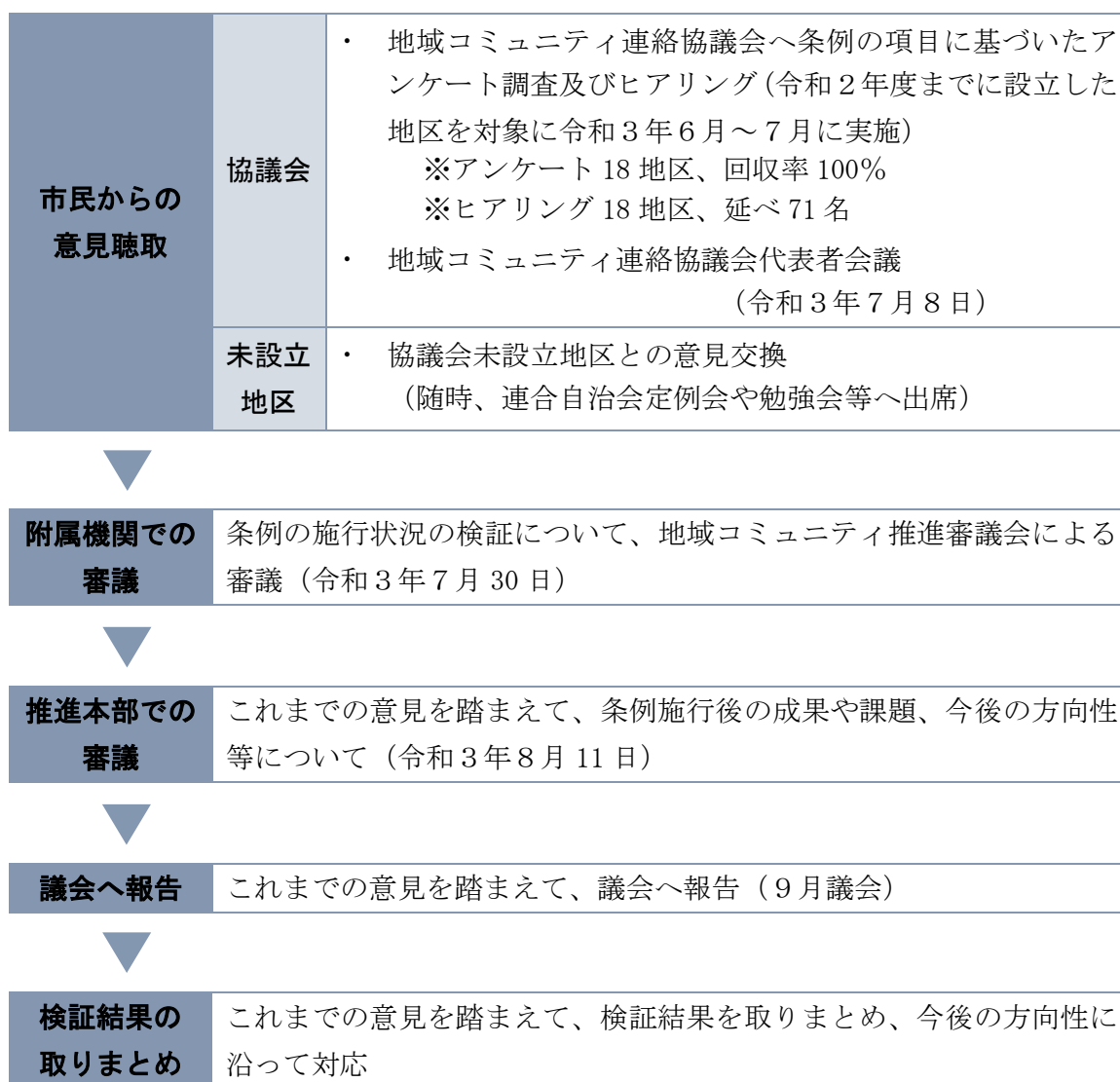
エ 活動内容

まちづくり計画（地区の将来像と課題、課題解決のための取組みについて地域の皆さんの意見をまとめたもの）に基づき、地区課題の解決を図るため、毎年度、事業を考え実行する。

(3) 地域コミュニティ連絡協議会設立までの流れ



4 検証の流れについて



5 検証内容について

(1) 地域コミュニティ連絡協議会へのアンケート結果*

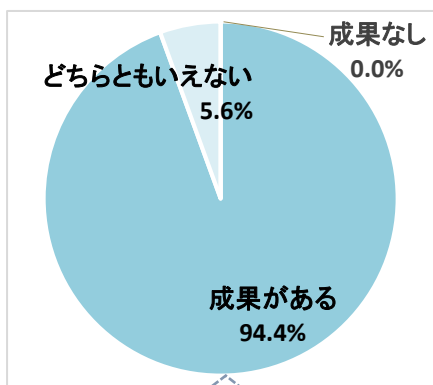
ア 地域コミュニティ連絡協議会設立の成果について

協議会設立による成果については、各項目のいずれかにおいて「成果がある」と回答した協議会は94.4%であった。

また、各協議会が「成果がある」と回答した項目数は、「10～14個」が44.4%となった。

各設問を分類別に見ると、「情報共有」で94.4%、「住民等の参画・人材の確保」で83.3%、「課題解決」で77.8%、「団体間の連携協力」で66.7%の協議会が、「成果がある」との回答であった。

「成果がある」と回答した協議会の割合

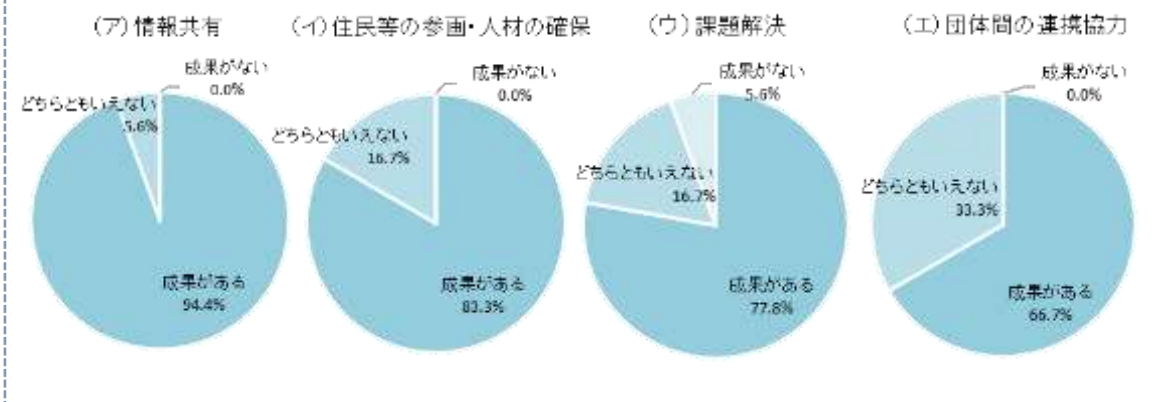


「成果がある」と回答した項目数の割合

項目数	割合	合計
10～14個	44.4%	94.4%
5～9個	38.9%	
1～4個	11.1%	
0個	5.6%	5.6%

※「成果がある」…協議会設立による成果に関する14項目の設問のいずれかについて、「あてはまる」「ややあてはまる」と答えた協議会の割合

【参考】分類別の割合



* アンケート調査及びヒアリング…令和2年度までに設立した地区を対象に令和3年6月～7月に実施。アンケート対象地区は18地区で、回収率100%。

【協議会設立による成果に関する設問】

(ア) 情報共有	
①	まちづくり計画を作ったことで、地域の課題や将来像などを地域全体で共有できた
②	地区内の住民等へ活動への参画を促すことに努めている
③	定期的に構成団体間の情報共有の機会を設けている
④	協議会の役割や活動内容等、地区内の住民等へ周知ができている
(イ) 住民等の参画・人材の確保	
⑤	まちづくり計画を作るための話し合いの場を重ねることで、新たな担い手が増えた
⑥	様々な団体が協議会へ参画することで、事業に幅広い年齢層の参加が増え、これまで関わりが少なかった世代と関わる機会が増えている
⑦	協議会の運営や活動を通じて、新たな人材発掘・育成ができている
⑧	まちづくり計画を作るための話し合いの場を重ねることで、住民のまちづくりへの参加意欲が高まった
⑨	様々な団体が協議会へ加入することで、若手が活動に参加するきっかけづくりになっている
(ウ) 課題解決	
⑩	まちづくり計画を作るための話し合いの場を重ねる中で、様々な団体、世代から新たな視点で課題や取り組みのアイデアが出された
⑪	様々な団体が協議会へ参画することで、様々な分野の地域の課題解決に取り組むことができる
⑫	様々な団体が協議会へ参画することで、様々な団体、世代から新たな視点での事業のアイデアが出されるようになっている
(エ) 団体間の連携協力	
⑬	様々な団体が協議会へ参画することで、協議会の構成団体間で連携ができ、事業の役割分担・協力体制ができている
⑭	これまで各団体で行っていた事業を協議会で実施したり、会議を一緒にしたり、構成団体間で行事や会議の整理をすることで、各団体の負担軽減、役割分担につながっている

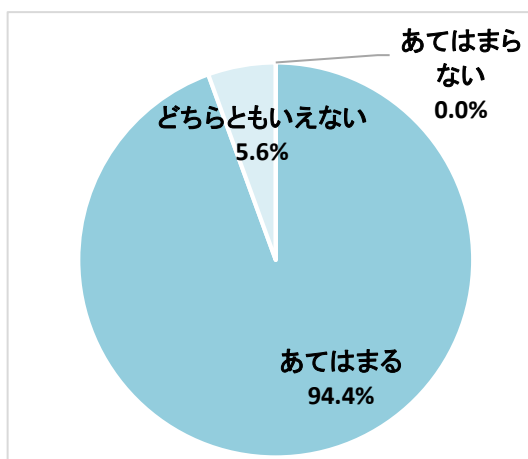
イ 長崎市の支援について

長崎市の「人・拠点・資金」の3つの視点での支援について、「人の支援」では「協議会設立後は、市職員と困ったときにすぐに相談できるような関係性を築けている」が94.4%、「拠点の支援」では「拠点の支援により、事務局など地域活動の拠点を設けることができている」が77.8%、「資金の支援」では「交付金の支援により、これまでできなかった活動ができるようになっている」が83.3%であった。

一方、「交付金制度について、使途・対象経費など活用しやすい」と答えたのは55.6%となっている。

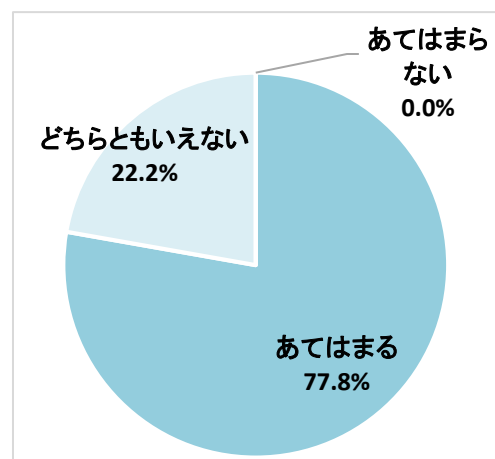
【人の支援】

- ・協議会設立後は、市職員と困ったときにすぐに相談できような関係性を築けている



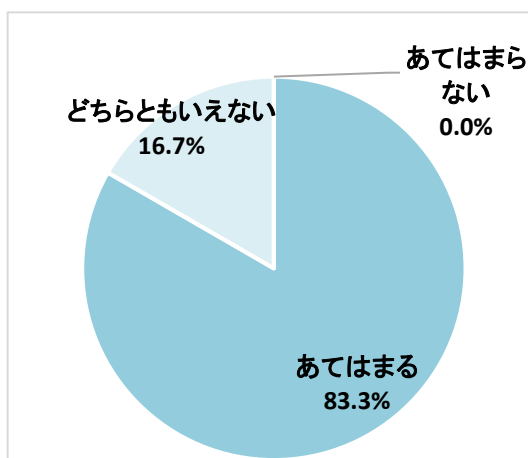
【拠点の支援】

- ・拠点の支援により、事務局など地域活動の拠点を設けることができている

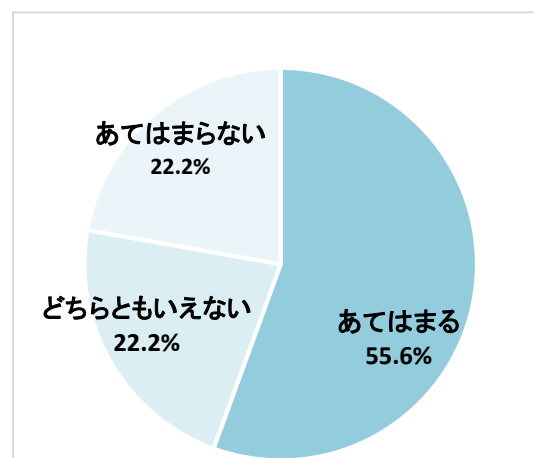


【資金の支援】

- ・交付金の支援により、これまでできなかった活動ができるようになっている



- ・交付金制度について、使途・対象経費など活用しやすい



※「あてはまる」…「あてはまる」「ややあてはまる」と答えた協議会の割合

※「あてはまらない」…「あまりあてはまらない」「あてはまらない」と答えた協議会の割合

(2) 各項目の検証内容

ア まちづくり計画策定の過程（協議会設立前の段階）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (5) まちづくり計画 地区の将来像、課題及び課題解決のための取組みについて、住民等の多様な主体が参加する話し合いの過程を経て、住民等が策定した地区独自の長期的な計画をいう。

【取組状況】

- ・まちづくり計画策定のための話し合いの場等の実績（H26～R3. 8. 25 累計）

役員会等	: 36 地区	400 回
準備委員会	: 38 地区	328 回
ワークショップ（住民等多様な主体が参加するもの）	: 31 地区	116 回 延参加者 6,793 人
- ・コロナ禍においても、話し合いの場が開催できるよう、オンライン活用による会場の分散や非接触による手法等、各地区に応じた話し合いの場の提案を行った。

【成果】

■地域からの意見

- ・ワークショップに様々な世代や団体から多数の参加があり、地区の課題や取り組みをたくさん出し合ったことがその後の活動のもとになっており実施する意義があった。
- ・ワークショップへの様々な世代の参加があった。特に、若手の参加が想定以上にありよかった。
- ・これまで関わりの少なかった、PTA等の子供関係の団体と交流することができた。
- ・他の自治会や民生委員、老人クラブなどこれまで関わりがなかった団体のことを知ることができた。
- ・話し合いの場をきっかけに協議会の事務局長を務める人材が見つかった。
- ・話し合いに参加してくれた人が、協議会の活動にも参加してくれている。
- ・まちづくり計画を策定していく中で、地域課題の解決のための解決策を提示してくれる人がいた。
- ・学校の協力や小中学生の参加があり、積極的に意見をだしてくれた。
- ・話し合いの場をきっかけに学校や地域の事業所との関係性を築くことができた。

■アンケート結果

- ・地域の課題や将来像などを地域全体で共有できた（83%）
- ・様々な団体、世代から新たな視点で課題や取り組みのアイデアが出された（72%）
- ・新たな担い手が増えた（67%）

【課題】

■地域からの意見

- ・話し合いの場に若手も参加し、顔見知りが増えたが、活動に参加してくれるような協力関係は築けなかった。
- ・声掛けが少なかったため、話し合いの過程で若手が参加できていなかった。
- ・ワークショップ自体が自分たちの地域に合っていたのか。地域に合ったやり方にするとういのは。
- ・ワークショップの参加者を集めるのが難しかった。おそらく関心が少ないのではないか。
- ・それぞれの団体が活発に活動しており、時間の制約があるため、会議が増えることに関して負担がないとは言えなかった。
- ・自治会ごとの参加者数にバラつきがあった。協議会設立後の事業参加数にも影響している。
- ・協議会設立の過程や経緯が地域に浸透しないまま話し合いが進んだ。

■アンケート結果

- ・まちづくり計画を作るための会議の負担を感じた（22%）

【地域コミュニティ推進審議会からの意見】

- ・ワークショップはアイデアを出すときはよいが、各回で参加者が異なると、意見が積み上がらないのではないか。やり方によって成果が変わるので、適切な場面で活用することが大事。

【評価】

- ・協議会設立の過程や経緯について、もっと伝わるよう説明し、理解を深めながら進める必要がある。
- ・まちづくり計画を作る際に、住民等の多様な主体や様々な世代が参加する話し合いの場を重ねることで、**地域の課題や将来像などの地域全体での共有や新たな担い手の発掘などにつながっており、同条で規定している話し合いの方向性は継続していく。**
- ・まちづくり計画を作るための話し合いの場が増えることについて、負担を感じる地区もあるため、**地域の実情に応じた話し合いの場の提案が必要である。**

イ 住民等の役割

(住民等の役割)

第3条 住民等は、自らの地区への関心を高めるとともに、地域におけるまちづくりの推進に向けた取組みへの参加及び協力を努めるものとする。

【取組状況】

- ・地域コミュニティ連絡協議会設立の検討に向けた勉強会や説明会の開催（連合自治会や小学校区各種団体など）
H30～R3.8.25（累計） 69 小学校区 延べ241回 延べ3,931名
- ・地域コミュニティ連絡協議会設立に向けた話し合いの場の開催支援

【成果】

■協議会設立状況（令和3年6月23日時点）

[地域コミュニティ連絡協議会 21地区]

式見、ダイヤランド、土井首、深堀、茂木、横尾、西北、戸町、野母崎樺島、蚊焼、西町、北陽、福田、大園、池島、晴海台、香焼、西城山、高尾、高島、脇岬

[設立準備委員会 17地区]

野母、仁田、橘、日見、手熊、高浜、桜が丘、上長崎、伊王島、古賀、高城台、形上、村松、長浦、北大浦、尾戸、西山台

■地域からの意見

- ・事業を実施する際に集まるメンバーが少しずつ増えつつある。まだ協議会設立して間もないため、人を集める事業は実施していないが、協力してくれる人材が集まりつつある。
- ・今まで地域の活動に参加がなかった団体が、餅つきの準備等を手伝ってくれるようになった。
- ・自治会加入者以外の人でもイベントに参加してくれるようになった。
- ・広報誌の編集委員会を新たに行うようになり、そこに新たな人材が参加している。

■アンケート結果

- ・まちづくり計画を作るための話し合いの場を重ねることで、住民のまちづくりへの参加意欲が高まった（61%）
- ・様々な団体が協議会へ加入することで、若手が活動に参加するきっかけづくりになっている（50%）
- ・様々な団体が協議会へ参画することで、事業に幅広い年齢層の参加が増え、これまで関わりが少なかった世代と関わる機会が増えている（67%）
- ・様々な団体が協議会へ参画することで、協議会の構成団体間で連携ができ、事業の役割分担・協力体制ができている（61%）

— 【課題】 —

■地域からの意見

- ・地区の実情、特性から設立に向けての機運が高まっていないこと等により、**協議会設立の検討に至っていない地区がある。**
- ・協議会設立地区においても、新たな住民等の参加が少ないため、幅広く住民への周知や参加促進を行う必要がある。

— 【地域コミュニティ推進審議会からの意見】 —

- ・若者に参画してもらうために、それぞれの地域で若者に興味をもってもらえるようなイベント等を企画してはどうか。
- ・将来、小中学生、高校生にも地域活動に参加してもらうために、動機付けとして活動内容を総合学習で紹介してはどうか。
- ・地域活動に参加するためには、職場の理解も必要である。

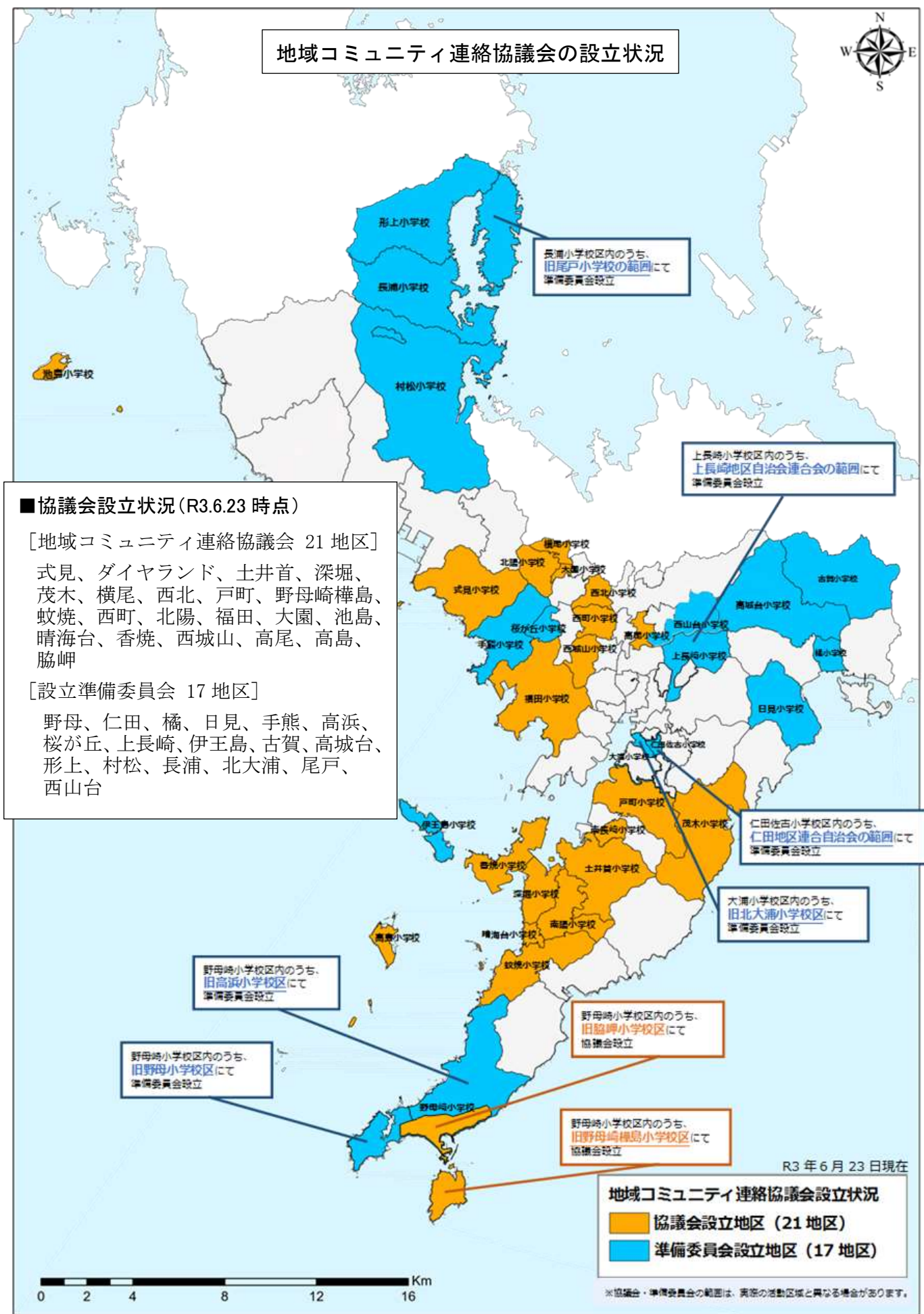
《設立に向けた機運醸成のアイデア》

- ・地域コミュニティを支えるしくみの必要性やメリットの周知のために、商業施設などマスメディアを通して周知してはどうか。
- ・協議会設立のメリットや手法を、設立地区から未設立地区に伝える場を設けてはどうか。
- ・協議会を設立することで、地域のニーズに合った活動ができるようになるというアピールをしてはどうか。
- ・協議会を設立した地区が、設立していない近隣の地区のサポートをしてはどうか。
- ・おくんちなど既存のつながりがある地区は、それを活かして協議会を設立してはどうか。

【評価】

- ・少子化・高齢化などに伴い、地域活動の担い手が減少し、また、地域に対する意識や関心が低下しつつある中で、地域におけるまちづくりの推進における住民の参加及び協力の重要性は、今まで以上に高まるものと考ええる。
- ・**協議会設立の検討に至っていない地区については、現状や課題、今後の支援の方向性などを市においてまとめた「支援計画」に基づき支援する。協議会設立に向けた地区ごとの「勉強会」において、協議会設立地区との意見交換の場の設定や協議会設立地区の活動等を紹介する「わがまちみらい情報交換会」の開催など、具体的な設立に向けたイメージを共有できるような工夫を行い、さらなる機運醸成を図る必要がある。**
- ・市内 67 小学校区のうち、統廃合前の旧小学校の範囲で設立する地区もあるが、約半分の 38 地区（協議会 21 地区、設立準備委員会 17 地区）で、多様な主体の参画を得て、地域のまちづくりが着実に広がってきている状況であるため、**引き続き、同条の規定に基づき、住民等の地域に対する関心を高め、参画につなげるよう設立及び運営支援を行っていく。**

地域コミュニティ連絡協議会の設立状況



■協議会設立状況 (R3.6.23 時点)

[地域コミュニティ連絡協議会 21 地区]

式見、ダイヤランド、土井首、深堀、茂木、横尾、西北、戸町、野母崎樺島、蚊焼、西町、北陽、福田、大園、池島、晴海台、香焼、西城山、高尾、高島、脇岬

[設立準備委員会 17 地区]

野母、仁田、橘、日見、手熊、高浜、桜が丘、上長崎、伊王島、古賀、高城台、形上、村松、長浦、北大浦、尾戸、西山台

野母崎小学校区内のうち、旧高浜小学校区にて準備委員会設立

野母崎小学校区内のうち、旧野母小学校区にて準備委員会設立

長浦小学校区内のうち、旧尾戸小学校区にて準備委員会設立

上長崎小学校区内のうち、上長崎地区自治会連合会の範囲にて準備委員会設立

仁田佐古小学校区内のうち、仁田地区連合自治会の範囲にて準備委員会設立

大浦小学校区内のうち、旧北大浦小学校区にて準備委員会設立

野母崎小学校区内のうち、旧脇岬小学校区にて協議会設立

野母崎小学校区内のうち、旧野母崎樺島小学校区にて協議会設立

R3 年 6 月 23 日現在

地域コミュニティ連絡協議会設立状況

- 協議会設立地区 (21 地区)
- 準備委員会設立地区 (17 地区)

※協議会・準備委員会の範囲は、実際の活動区域と異なる場合があります。



ウ 協議会の役割

(地域コミュニティ連絡協議会の役割)

第4条 地域コミュニティ連絡協議会は、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) まちづくり計画に基づく事業の立案及び実施
- (2) 地域コミュニティ連絡協議会の構成員間における情報共有及び相互連携
- (3) 地区内の住民等に対する情報発信並びに地域コミュニティ連絡協議会への参加促進及び自治会をはじめとする地区内の団体の公益的な活動への参加促進

【取組状況】

- ・まちづくり計画に基づき、各協議会において、各地区の課題解決を図るため、優先順位をつけて子ども、高齢者や環境、防災など様々な分野の事業を実施している。
- ・各団体や部会間の情報共有の場を設けるなど協議会の体制強化に努めている。
- ・広報誌やホームページ、フェイスブック (Facebook)、ライン (LINE) などを用いて地区内の住民へ情報発信及び活動への参加促進を図っている。

【参考：地域コミュニティ連絡協議会の活動事例（一部抜粋）】

■人材発掘・参画の機会創出

婦人クラブ（深堀）

協議会の体制の中に新たに婦人クラブを創設し、ふれあい食事会をはじめ様々な地域活動でボランティアを行ってくれるメンバーを集めた。



ちょボラ（大園）

できる人ができるときに少しずつ手伝おうというコンセプトでボランティア登録をお願いし、併せて協議会の周知も図っている。



■自治会加入促進

自治会加入促進（北陽）

自治会活動の紹介や地域の連絡先を掲載したパンフレットを作成。配布し、各自治会とともに自治会への加入促進を行っている。



■住民のニーズ把握

困りごと・悩みごと・相談等のアンケート

住民の皆さんが日頃の困って（横尾）いることや悩んでいることをお聞きし、協議会の事業に活かすために、全世帯を対象にアンケートを実施。



■事業の統合による負担軽減

広報誌（各地区）

これまで各団体で発行していた情報誌を協議会で一本化することで省力化を図り、様々な団体の情報が1つの広報誌で見ることができ、発信力の強化につなげた。



■協議会同士の連携

こども 110 番の家（横尾・大園・北陽）

こども「110番の家」を見直し、新規も含め、改めて委嘱するとともに、近隣の協議会が横尾地区のデザインと同じにして、地区全体の一体感を出し、子どもや地域の人にもわかりやすいものとした。



■各団体の連携を活かした取り組み

自主防災組織結成に向けた取り組み（西北）

避難行動マニュアルや防災マップ等役立つ情報を掲載したハンドブックを全世帯に配布。

今後、協議会として全自治会が協力し合って小学校区全体の自主防災組織を設立する予定。



ワクチン接種 WEB 予約のサポート

（戸町、土井首、深堀）

新型コロナウイルスワクチンの WEB 予約ができなくて困っている高齢者の方の WEB 予約を、自治会、民生委員、PTA 等各種団体が協力してサポートした。



■既存の活動を協議会で行うことで参加者が増えた取り組み

ペーロン大会（茂木）

連合自治会とペーロン保存会主催で行っていたペーロン大会を協議会主催で行うことで、スタッフの若返りと参加者の増加につなげることができた。



■活動を通じたつながりづくり

青パト活動（ダイヤランド）

できる人ができるときに活動に参加するしくみにしている。団地ならではのつながりの薄さがあったが、協議会の活動を通してつながりが生まれた。



【成果】

■地域からの意見

- ・地域の各団体の活動の情報共有ができるようになった。
- ・文化協会で継続が困難となっていた「公民館まつり」を「文化フェスティバル」として協議会の事業で実施することで継続することができた。
- ・商工会が協議会に参画することで、商工会として取り組めなかった事業を協議会の交付金を活用して取り組むことができた。
- ・清掃事業で、これまで参加のなかった様々な世代に参加してもらえた。
- ・LINE の導入により情報発信が容易になり、活動写真を随時発信できるようになった。登録者に若い世代が多い。
- ・団体間の連携がさらに密になった。

■アンケート結果

- ・広報誌、SNS等を活用して、住民等へ活動への参画を促すことに努めている(72%)
- ・協議会運営や活動を通して、新たな人材発掘・育成ができている(61%)
- ・協議会の役割や活動内容等、地区内の住民等へ周知ができている(61%)

【課題】

■地域からの意見

- ・**協議会の認知度がまだ低く、どのように周知してくかということが課題。**
- ・団体間の情報共有が不十分。
- ・周知活動は行っているが、本当に住民まで情報が行き届いているかわからない
- ・事業を増やしたり、活動の幅を広げたいが、担い手不足等により、なかなか着手できない。
- ・既存の事業にばかり取り組んでいて、協議会として新たな事業に取り組めていない。
- ・部会員への当事者意識の醸成が今後の課題。

■アンケート結果

- ・地区内の住民等へ周知ができていない(28%)
- ・定期的な構成団体間の情報共有の機会を設けていない(22%)

— 【地域コミュニティ推進審議会からの意見】 —

- SNS を活用して、協議会活動を紹介したり、影響力のある人に拡散してもらうなど、効果的に周知してはどうか。
- 気楽に楽しい活動をすることが、参加者の増加や継続した活動につながっていくのではないか。
- 協議会が認知されているか、役立っているかを確認するため、設立地区の住民にもアンケートを行う必要があるのではないか。

— 【評価】 —

- 地区によっては、団体間の情報共有及び相互連携、地区内の住民等に対する情報発信が不十分であり、協議会の認知度が低いという課題がある。
- 協議会の活動や参加促進を通して、新たな人材発掘・育成につながっていることから、**同条の規定に基づき、協議会の役割を果たすことができるよう、引き続き協議会の意義や必要性の理解を深めていくとともに、全市に協議会設立できるよう設立支援を行う必要がある。**

エ 市の役割及び支援

(市の役割)

第5条 本市は、地域コミュニティ連絡協議会の自主性及び自立性を尊重し、地域におけるまちづくりの推進のために必要な施策を講じなければならない。

(市の支援)

第6条 本市は、地域コミュニティ連絡協議会による地域におけるまちづくりの推進又はまちづくり計画の実現のため、必要があると認めるときは、地域コミュニティ連絡協議会に対し、予算の範囲内において財政上の措置を講ずるとともに、人材の育成、情報の提供、連携・交流の促進その他必要な支援を行うものとする。

【取組状況】

・地域コミュニティ推進交付金

交付実績	R1 : 13 地区 28,134 千円	R2 : 18 地区 37,429 千円
算定根拠	基礎割と人口加算割の合計額とする 基礎割 : 各協議会に一律 500 千円 人口加算割 : 各協議会の活動範囲の人口 1 人あたり 400 円	

・地域コミュニティ連絡協議会設立準備交付金

交付実績	R1 : 19 地区 1,178 千円	R2 : 17 地区 901 千円
算定根拠	1 地区あたり 100 千円	

・わがまちみらい情報交換会の開催

地域コミュニティ連絡協議会による設立の経過や活動事例の発表、意見交換を行うことで、地域コミュニティ連絡協議会の設立に向けた機運醸成及び協議会による地域運営の向上を図る。

参加者数	R1 : (2 日間) 延べ 300 名	R2 : (1 日間) 68 名 (オンライン)
発表地区	R1 : 4 地区 西北校区まちづくり協議会、西町校区コミュニティ連絡協議会、戸町みらいまちづくり協議会、野母崎樺島地区コミュニティ連絡協議会 R2 : 4 地区 土井首地区コミュニティ協議会、深堀地区コミュニティ協議会、横尾小学校区コミュニティ連絡協議会、西北校区まちづくり協議会	

・わがまちみらいマネジメント講座の開催

地域活動における運営能力の向上や地域活性化に効果的な手法を学ぶ講座を開催し、地域活動の担い手を育成する。

参加者数	R1 : 6 回延べ 89 名	R2 : 2 回延べ 46 名
------	-----------------	-----------------

【成果】

■地域からの意見

《資金》

- ・ これまでは地域で何かしたいと考えても、資金不足により実施できないこともあったが、交付金を活用できるようになり、活動の幅が広がった。
- ・ 交付金が支出されることで、新しい取り組みができるようになり、参加者が増えた。
- ・ 交付金が人件費に使えるので継続的な活動をする上でよかった。

《人》

- ・ 協議会の設立までは、市が色々と準備してくれたので、事務負担はあまり感じなかった。
- ・ 休日や夜の会議でも職員が参加してくれるので、相談がしやすくなった。また、地域コミュニティ推進室や総合事務所が窓口になってくれるので、たらい回しにされることが減り、手続きも早くなった。
- ・ コミュニティに関する市とのやりとりを通して、市が身近な存在であることが感じられるようになった。

《拠点》

- ・ 協議会の拠点であるふれあいセンターに曜日を決めて事務局員が常駐するようになったので連絡調整がしやすくなった。
- ・ 市の施設の一室を事務室として活用させていただき、大変ありがたい。

■アンケート結果

《資金》

- ・ 交付金の支援によりこれまでできなかった活動ができている（83%）
- ・ 交付金制度について、活用しやすい（56%）
- ・ 人件費が活用できることで、協議会の円滑な運営につながっている（56%）

《人》

- ・ 協議会設立に向けた会議の資料作成や進行のサポート等の市職員の支援により、地域の負担が軽減された（100%）
- ・ 市職員の適切な助言や情報提供により、地域の実情に合った協議会が設立できた（94%）
- ・ 市職員と困ったときにすぐに相談できような関係性を築けている（94%）
- ・ 交付金の支援によりこれまでできなかった活動ができている（83%）
- ・ 交付金の手引き等で運営事務を円滑に行うことができている（78%）

《拠点》

- ・ 拠点の支援により、事務局など地域活動の拠点を設けることができている（78%）

— 【課題】 —

■地域からの意見

《資金》

- ・市の交付金は有意義にしっかり使うというのも大事だが、自分たちでも工夫をして、この協議会がやりたい活動とかその先の未来を見据えて活動できるような財源の確保も考えていかなければいけない
- ・原則、市内で購入しなければならない、景品代や参加賞に係る使途など、交付金の縛りが厳しい。
- ・領収書の提出方法等の事務手続きが煩雑。

《人》

- ・協議会設立の検討に至っていない地区があるためさらなる設立支援が必要である。
- ・まちづくり支援職員は積極的に地域の中に入って協力してほしい。
- ・育成協など各団体にそれぞれ事務局を置いているが、協議会を中心とした事務局ができないか。

《拠点》

- ・協議会設立の時に備品管理場所等を考えた拠点の支援をしてほしい。

■アンケート結果

《資金》

- ・市の交付金による継続的な財政支援が必要である（89%）
- ・交付金制度が活用しにくい（22%）
- ・事務局に対する人件費の活用が活用できるが、事務局の適切な人材確保や構成団体との連絡調整など協議会の円滑な運営につながっていない（6%）

— 【地域コミュニティ推進審議会からの意見】 —

- ・交付金の事務手続きの簡素化を図るなど、誰でも担い手となれるようなしくみにすることが、参画と協働につながるのではないかと。
- ・資金などについて、継続して安定的な支援を行うために、市も覚悟をもって取り組むことが大切である。

【評価】

《資金》

- ・ 交付金制度の創設により、新たな地域課題の解決や既存の活動にもつながっており、地域におけるまちづくりの推進のためには、**継続的な財政支援が必要である。**
- ・ 協議会によっては、市の交付金が活用しにくいとの声もあることから、地域におけるまちづくりの推進のために必要な部分は、**交付金の使途のルールについて、検証する必要がある。**

《人》

- ・ **地域センターや総合事務所などのまちづくり支援担当部署はじめ庁内の関係所属とも情報共有・連携しながら、引き続き、各地区の実情に合わせて設立及び運営支援に取り組む必要がある。**
- ・ 地域の実情に合わせた支援が行えるよう地域の現状把握に努め、日頃から信頼関係を築く必要がある。
- ・ まちづくり支援職員に必要なスキルや心構えを学ぶための研修を実施し、職員の人材育成に引き続き取り組む必要がある。
- ・ 協議会との意見交換の場を定期的に設けるとともに、**地域活動に必要なスキルを習得する機会を引き続き提供していく必要がある。**

《拠点》

- ・ 拠点として公共施設の活用について、**関係課と連携し、引き続き支援を行っていく必要がある。**

以上のことから、同条の規定に基づき、必要に応じ検証を行いながら地域のまちづくり推進のために支援を行っていく。

オ 協議会の認定要件

(地域コミュニティ連絡協議会の認定等)

第7条 市長は、次に掲げる要件の全てを満たす団体について、地域コミュニティ連絡協議会に認定するものとする。

- (1) 活動区域が次のいずれかに該当すること。
 - ア 市立の小学校の通学区域を基礎とする区域
 - イ 連合自治会(統廃合前の小学校の通学区域を基礎とする自治会の連合体に限る。)の区域を基礎とする区域
 - ウ その他市長が適当と認める区域
- (2) 地区を代表する団体(市長が別に定める要件を満たす団体に限る。)であって、地区の様々な課題に対応できること。
- (3) 市長が別に定める事項を記載した規約又は会則を有していること。
- (4) まちづくり計画を策定していること。

【参考】

長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例施行規則 一部抜粋
(認定要件)

第3条 条例第7条第1項第1号ウに規定するその他市長が適当と認める区域は、長崎市社会福祉協議会支部の区域を基礎とする区域とする。

2 条例第7条第1項第2号に規定する市長が別に定める要件は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

- (1) 次に掲げる割合のいずれかが100分の80以上であること。
 - ア 地区内の自治会の総数に対する認定(条例第7条第1項の規定による認定をいう。以下同じ。)を受けようとする団体を構成する自治会の総数の割合
 - イ 地区内の自治会に加入している世帯の総数に対する認定を受けようとする団体を構成する自治会に加入している世帯の総数の割合
- (2) 連合自治会、青少年育成協議会、子どもを守るネットワーク、長崎市社会福祉協議会支部、PTA、民生委員児童委員協議会、学校等の相当数の団体で構成されていること。

— 【認定要件の適用状況】 —

- ・活動区域 小学校区：19 地区
 連合自治会(旧小学校区)：2 地区
- ・地区を代表する団体 自治会総数の8割：19 地区
 自治会加入世帯総数の8割：2 地区

【成果】

■地域からの意見

- ・小学校区を活動区域としており、育友会など若い世代の協力を得やすい、声をかけやすい。
- ・事業を実施する際に集まるメンバーが少しずつ増えつつある。
- ・連合自治会に加入していない自治会に対しては、話し合いの場への参加を促したり、市職員と一緒に伺って趣旨を説明することで賛同が得られ、構成団体となってもらえることができた。
- ・自治会加入率が9割以上であることが活動のしやすきにつながっている。
- ・協議会を設立して、日頃から地域の各種団体と連携する関係ができていたからこそ高齢者のワクチンWeb予約という突発的な課題に対応することができた。
- ・団地ならではのつながりの薄さがあったが、協議会の活動でつながりが生まれた。
- ・消防団とのつながりが生まれ、若手が活動に参加してくれるようになった。
- ・様々な団体と連携する関係が築けたことで、新たな視点から意見が出るようになった。
- ・協議会がなかったら出会えない、地域の中のいい人材に出会うことができた。
- ・今までなかった団体同士の連携が生まれている。
- ・これまでは既存の団体がそれぞれ活動していたが、協議会ができたことで交流の場ができた。

■アンケート結果

- ・様々な団体が参画することで、これまで関わりが少なかった世代と関わる機会が増えている（67%）
- ・構成団体間での役割分担・協力体制ができている（61%）
- ・協議会の規約を定めることで、組織運営のルールが明文化され、円滑な運営につながっている（56%）
- ・まちづくり計画を作ったことで、地域の課題や将来像などを地域全体で共有できた（83%）

— 【課題】 —

■地域からの意見

- ・協議会の設立に向けて、地域内の様々な団体に理解を得るのが大変だった。
- ・人材発掘の面で、小学校区よりもう少し広い範囲で活動できればと思う。
- ・一部の役員は重複しており、負担減にはなっていない。
- ・協力してくれる団体が限られてきている。

■アンケート結果

- ・協議会の設立に向けて、スムーズに地域内の様々な団体の理解と参加が得られた（56%）
- ・各団体の負担軽減・役割分担につながっている（44%）

— 【地域コミュニティ推進審議会からの意見】 —

- ・旧小学校区で協議会が設立された場合、現在の小学校区内の未設立の地区との間で地域内での不公平が生じないように、設立を進めていく必要がある。

— 【評価】 —

- ・地区内の自治会が参画することで地域内への周知がスムーズであることや、自治会だけでは実施が難しい活動も協議会で行うことで、**新たな担い手の参加につながっている。**
- ・地区内の様々な団体が入ることで、**幅広い世代の参加者が増え、担い手の掘り起こしにつながることや、団体同士が話し合うことで、事業の統合・省力化が図られている。**
- ・これまで各団体で行っていた事業を協議会で実施することで担い手の確保につなげ、構成団体間で既存の行事や会議を重ねたり、間引いたり整理をするなど、**各団体のさらなる負担軽減、役割分担を図る必要がある。**
- ・多くの地区で、準備段階では各団体の代表者間で意見の相違もあったが、話し合いを重ねる毎に地域コミュニティのしくみの重要性を理解・共有し、協議会設立に至ることができ、**各団体の連携強化や担い手などの人材の確保に繋がっている。**
- ・規約又は会則を定めることで、透明性や民主性を確保することができ、円滑に運営を行うことができている。
- ・まちづくり計画を策定する過程も含め、計画を策定することで、協議会の運営・事業を計画的・効果的に実行するとともに地区全体で将来像や課題を共有することに貢献している。

以上のことから、同条の規定に基づき、地域に寄り添いながら引き続き協議会の設立支援を行う。

6 検証結果について

(1) 各項目の評価

ア まちづくり計画策定の手法（再掲）

— 【評価】 —

- ・協議会設立の過程や経緯について、もっと伝わるよう説明し、理解を深めながら進める必要がある。
- ・まちづくり計画を作る際に、住民等の多様な主体や様々な世代が参加する話し合いの場を重ねることで、**地域の課題や将来像などの地域全体での共有や新たな担い手の発掘などにつながっており、同条で規定している話し合いの方向性は継続していく。**
- ・まちづくり計画を作るための話し合いの場が増えることについて、負担を感じる地区もあるため、**地域の実情に応じた話し合いの場の提案が必要である。**

イ 住民等の役割（再掲）

— 【評価】 —

- ・少子化・高齢化などに伴い、地域活動の担い手が減少し、また、地域に対する意識や関心が低下しつつある中で、地域におけるまちづくりの推進における住民の参加及び協力の重要性は、今まで以上に高まるものと考ええる。
- ・**協議会設立の検討に至っていない地区については、現状や課題、今後の支援の方向性などを市においてまとめた「支援計画」に基づき支援する。協議会設立に向けた地区ごとの「勉強会」において、協議会設立地区との意見交換の場の設定や協議会設立地区の活動等を紹介する「わがまちみらい情報交換会」の開催など、具体的な設立に向けたイメージを共有できるような工夫を行い、さらなる機運醸成を図る必要がある。**
- ・市内 67 小学校区のうち、統廃合前の旧小学校の範囲で設立する地区もあるが、約半分の 38 地区（協議会 21 地区、設立準備委員会 17 地区）で、多様な主体の参画を得て、地域のまちづくりが着実に広がってきている状況であるため、**引き続き、同条の規定に基づき、住民等の地域に対する関心を高め、参画につなげるよう設立及び運営支援を行っていく。**

ウ 協議会の役割（再掲）

— 【評価】 —

- ・地区によっては、団体間の情報共有及び相互連携、地区内の住民等に対する情報発信が不十分であり、協議会の認知度が低いという課題がある。
- ・協議会の活動や参加促進を通して、新たな人材発掘・育成につながっていることから、同条の規定に基づき、協議会の役割を果たすことができるよう、引き続き協議会の意義や必要性の理解を深めていくとともに、全市に協議会設立できるよう設立支援を行う必要がある。

エ 市の役割及び支援（再掲）

— 【評価】 —

《資金》

- ・交付金制度の創設により、新たな地域課題の解決や既存の活動にもつながっており、地域におけるまちづくりの推進のためには、**継続的な財政支援が必要である。**
- ・協議会によっては、市の交付金が活用しにくいとの声もあることから、地域におけるまちづくりの推進のために必要な部分は、**交付金の使途のルールについて、検証する必要がある。**

《人》

- ・**地域センターや総合事務所などのまちづくり支援担当部署はじめ庁内の関係所属とも情報共有・連携しながら、引き続き各地区の実情に合わせて設立及び運営支援に取り組む必要がある。**
- ・地域の実情に合わせた支援が行えるよう地域の現状把握に努め、日頃から信頼関係を築く必要がある。
- ・まちづくり支援職員に必要なスキルや心構えを学ぶための研修を実施し、職員の人材育成に引き続き取り組む必要がある。
- ・協議会との意見交換の場を定期的に設けるとともに、**地域活動に必要なスキルを習得する機会を引き続き提供していく必要がある。**

《拠点》

- ・拠点として公共施設の活用について、**関係課と連携し、引き続き支援を行っていく必要がある。**

以上のことから、同条の規定に基づき、必要に応じ検証を行いながら地域のまちづくり推進のために支援を行っていく。

オ 協議会の認定要件（再掲）

【評価】

- ・ 地区内の自治会が参画することで地域内への周知がスムーズであることや、自治会だけでは実施が難しい活動も協議会で行うことで、**新たな担い手の参加につながっている。**
- ・ 地区内の様々な団体が入ることで、**幅広い世代の参加者が増え、担い手の掘り起こしにつながることや、団体同士が話し合うことで、事業の統合・省力化が図られている。**
- ・ これまで各団体で行っていた事業を協議会で実施することで担い手の確保につなげ、構成団体間で既存の行事や会議を重ねたり、間引いたり整理をするなど、**各団体のさらなる負担軽減、役割分担を図る必要がある。**
- ・ 多くの地区で、準備段階では各団体の代表者間で意見の相違もあったが、話し合いを重ねる毎に地域コミュニティのしくみの重要性を理解・共有し、協議会設立に至ることができ、**各団体の連携強化や担い手などの人材の確保に繋がっている。**
- ・ 規約又は会則を定めることで、透明性や民主性を確保することができ、円滑に運営を行うことができている。
- ・ まちづくり計画を策定する過程も含め、計画を策定することで、協議会の運営・事業を計画的・効果的に実行するとともに地区全体で将来像や課題を共有することに貢献している。

以上のことから、同条の規定に基づき、地域に寄り添いながら引き続き協議会の設立支援を行う。

(2) 検証結果（今後の方向性）

ア 条例・規則について

多様な主体の参画を得て、地域のまちづくりが着実に広がってきている状況であるため、今後も安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりを推進するため、**現行の条例及び規則を維持する。**

イ 市の支援について

(ア) 人の支援

地域センターや総合事務所などのまちづくり支援担当部署をはじめ、庁内の関係所属とも情報共有・連携しながら、住民等の地域に対する関心を高め、参画につなげるための協議会の設立・運営支援を行う。

【設立支援】

- ・ 未設立地区の現状や課題、今後の支援の方向性などを市においてまとめた「支援計画」に基づき、**地域の実情に応じた協議会設立支援を行う。**
- ・ **設立に向けて具体的なイメージが共有できるような工夫を行い、さらなる機運醸成を図る。**
 - 協議会設立に向けた地区ごとの「勉強会」において、協議会設立地区に参加いただき、意見交換の場を設定する。
 - 協議会設立地区の取り組み紹介や外部講師による講演など、しくみの必要性等の理解を深めるために「わがまちみらい情報交換会」を開催する。

【運営支援】

- ・ まちづくりの担い手創出
 - 地域のまちづくりに関心を持ち、参画につなげるために、市ホームページやSNSなどを活用し、各種団体の活動状況等の情報発信を行う。
 - 研修・講座の実施及び効果的な情報発信をすることで、まちづくりの担い手となる人材の掘り起こし及び育成の支援を行う。
- ・ 各団体の役割分担及び負担軽減
 - 他地区事例の紹介や事務処理の手引き作成など、負担軽減や円滑な運営のための支援を行う。

(イ) 拠点の支援

協議会の事務局機能としての公共施設の活用について、関係課と連携し、引き続き支援を行っていく。

(ウ) 資金の支援

- ・ 交付金制度により、新たな地域課題の解決や既存の活動の維持にもつながっており、地域におけるまちづくりの推進のために、**継続的な財政支援を行う。**
- ・ **地域におけるまちづくりの推進のために必要な部分は、交付金の使途のルールについて、地域の意見を踏まえ、使いやすいよう検証する。**

ウ 持続可能な地域まちづくりの推進について

- ・ **継続的に地域の状況や課題を把握し、しくみについては今後も検討・改善をしていく。**
- ・ 「みんなで、す〜で！ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】」（地域福祉計画包含）をもとに周知を図るなど、地域のまちづくりの推進を図る。